

# 行政措置の類例

資料6

※以下は、資料4-1に記載のある法律における目的等について整理したもの。

法律	目的	主な規制対象	主な禁止行為等	主な行政措置の要件	主な行政措置の内容
特定商取引に関する法律	この法律は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする	訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引	※以下は、訪問販売に関するもの。		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・不実告知（第6条第1項）</li> <li>・事実不告知（同条第2項）</li> <li>・威迫・困惑させる行為（同条第3項）等</li> </ul>	<p>（指示：第7条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止行為等をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるとき</li> </ul> <p>（業務の停止等：第8条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止行為をした場合において、特定商取引に係る取引の公正及び購入者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき</li> <li>・指示に従わないとき</li> </ul>	<p>（指示：第7条）</p> <p>必要な措置をとるべきことを指示することができる</p> <p>（業務の停止等：第8条）</p> <p>一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる</p>

法律	目的	主な規制対象	主な禁止行為等	主な行政措置の要件	主な行政措置の内容
金融商品取引法	この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。	金融商品取引業	<p>&lt;登録業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽告知（第38条第1号）</li> <li>・断定的判断の提供（第38条第2号）</li> <li>・事実不告知（第38条第3号）</li> <li>・不招請勧誘（第38条第4号）等</li> </ul> <p>&lt;無登録業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無登録業（第29条）</li> <li>・広告・勧誘（31条の3の2）</li> <li>・民事ルール（第171条の2）</li> </ul>	<p>&lt;登録業者&gt;</p> <p>（業務改善命令：第51条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき</li> </ul> <p>（登録・認可取消し、業務停止命令：第52条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各号のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第29条の4第1項第1～3号に該当することとなったとき</li> <li>・不正の手段により登録を受けたとき</li> <li>・金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令（第四十六条の六第二項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき</li> <li>・業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき</li> <li>・金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき 等</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;無登録業者&gt;</p> <p>（裁判所の禁止又は停止命令：第192条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき</li> </ul>	<p>&lt;登録業者&gt;</p> <p>（業務改善命令：第51条）</p> <p>その必要の限度において、当該金融商品取引業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる</p> <p>（登録・認可取消し、業務停止命令：第52条）</p> <p>当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる</p> <p>&lt;無登録業者&gt;</p> <p>（裁判所の禁止又は停止命令：第192条）</p> <p>行為の禁止又は停止を命ずることができる</p>

法律	目的	主な規制対象	主な禁止行為等	主な行政措置の要件	主な行政措置の内容
宅地建物取引業法	この法律は、宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もって購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図ることを目的とする	宅地建物取引業	<p style="text-align: center;">※以下は、宅地建物取引業者に関するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結の勧誘に際し、又は契約の申込みの撤回若しくは解除等を妨げるため、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為 (第47条第1号)</li> <li>・契約締結の勧誘に際し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供する行為 (第47条の2第1項)</li> <li>・契約締結のため、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫する行為 (第47条の2第2項)</li> <li>・正当な理由なく、契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒む行為</li> <li>・勧誘に先立って宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに、勧誘を行うこと</li> <li>・迷惑を覚えさせるような時間に電話し、又は訪問すること</li> <li>・深夜又は長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穩を害するような方法により困惑させること (第47条の2第3項、宅地建物取引業法施行規則第16条の12第1号ロ～ヘ)等</li> </ul>	<p>(指示：第65条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地建物取引業法の規定に違反した場合</li> <li>・業務に関し取引の関係者に損害を与えたとき又は損害を与えるおそれが大であるとき</li> <li>・業務に関し取引の公正を害する行為をしたとき、又は取引の公正を害するおそれが大であるとき</li> <li>・業務に関し他の法令に違反し、宅地建物取引業者として不適当であると認められるとき 等</li> </ul> <p>(業務停止命令：第65条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止行為等に違反したとき</li> <li>・指示に従わないとき</li> <li>・この法律の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき</li> <li>・上記のほか、宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき 等</li> </ul> <p>(免許の取消し：第66条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠格要件に該当するに至ったとき</li> <li>・業務停止命令の要件のいずれかに該当し情状が特に重いとき 等</li> </ul>	<p>(指示：第65条第1項等) 当該宅地建物取引業者に対して、必要な指示をすることができる</p> <p>(業務停止命令：第65条第2項等) 当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる</p> <p>(免許の取消し：第66条等) 当該免許を取り消さなければならない</p>

法律	目的	主な規制対象	主な禁止行為等	主な行政措置の要件	主な行政措置の内容
不当景品類及び不当表示防止法	この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする	不当な景品類及び表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良誤認表示（第4条第1項第1号）</li> <li>・有利誤認表示（同項第2号）</li> <li>・過大な景品類の提供（第3条）等</li> </ul>	<p>（都道府県知事の指示：第7条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規定に違反する行為があると認めるとき</li> </ul> <p>（措置命令：第6条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規定に違反する行為があるとき</li> </ul>	<p>（都道府県知事の指示：第7条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の取りやめ、再発防止等を指示することができる</li> </ul> <p>（措置命令：第6条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の差止め再発防止等を命ずることができる</li> </ul>
探偵業の業務の適正化に関する法律	この法律は、探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とする。	探偵業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名義貸し（第5条）</li> <li>・業務の委託（第9条第2項）等</li> </ul>	<p>（指示：第14条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この法律又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合において探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき</li> </ul> <p>（営業の停止：第15条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この法律若しくは探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合において探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき</li> <li>・指示に違反したとき</li> </ul> <p>（営業の廃止：第15条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠格事由（第三条各号）のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいるとき</li> </ul>	<p>（指示：第14条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な措置をとるべきことを指示することができる</li> </ul> <p>（営業の停止：第15条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>六月以内の期間を定めて、その全部又は一部の停止を命ずることができる</li> </ul> <p>（営業の廃止：第15条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>営業の廃止を命ずることができる</li> </ul>

法律	目的	主な規制対象	主な禁止行為等	主な行政措置の要件	主な行政措置の内容
<p>保険業法</p>	<p>この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>	<p>保険業</p>	<p>※以下は、保険会社に関するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽告知(第300条第1項第1号)</li> <li>・重要事実の不告知(同条同項同号)</li> <li>・過量販売(同条同項第7号) 等</li> </ul>	<p>(業務停止命令等:第132条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるとき</li> </ul> <p>(免許の取消し等:第133条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各号のいずれかに該当したとき</li> <li>・法令、法令に基づく内閣総理大臣の処分等に違反したとき</li> <li>・免許に付された条件に違反したとき</li> <li>・公益を害する行為をしたとき</li> </ul>	<p>(業務停止命令等:第132条第1項)</p> <p>措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる</p> <p>(免許の取消し等:第133条第1項)</p> <p>当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任を命じ、又は第三条第一項の免許を取り消すことができる</p>

法律	目的	主な規制対象	主な禁止行為等	主な行政措置の要件	主な行政措置の内容
<p>旅行業法</p>	<p>この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>旅行業、旅行業者代理業</p>	<p>・不実告知 (第13条第1項第2号) ・債務の履行を不当に遅延する行為 (第13条第2項) ・名義利用等の禁止 (第14条) 等</p>	<p>※以下は、旅行者に関するもの。</p> <p>(業務改善命令:第18条の3) ・旅行業者等の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるとき</p> <p>(登録の取消し等:第19条) ・次の各号の一に該当するとき 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき 二 第六条第一項第二号若しくは第四号から第六号までの一に掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号の一に掲げる者に該当していたことが判明したとき 三 不正の手段により第三条の登録、第六条の三第一項の有効期間の更新の登録又は第六条の四第一項の変更登録を受けたとき</p>	<p>(業務改善命令:第18条の3) 次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる 一 旅行業務取扱管理者を解任すること 二 旅行業務の取扱いの料金又は企画旅行に関し旅行者から收受する対価を変更すること。 三 旅行業約款を変更すること 四 企画旅行に係る第十二条の十の国土交通省令で定める措置を確実に実施すること 五 旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること 六 前各号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること</p> <p>(登録の取消し等:第19条) 六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる</p>

法律	目的	主な規制対象	主な禁止行為等	主な行政措置の要件	主な行政措置の内容
医療法	<p>この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。</p>	病院等、医療法人	—	<div data-bbox="1276 180 2072 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">※以下は、医療法人に関するもの。</div> <p>(措置命令:第64条第1項)          ・医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき</p> <p>(業務停止命令:第64条第2項)          ・前項の命令に従わないとき          ・次の各号のいずれかに該当する場合</p>	<p>(措置命令:第64条第1項)          期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(業務停止命令:第64条第2項)          期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することができる</p>